

2020. 5. 15

疫学上の制限期間の延長及び一部国内航空路線・鉄道路線の運行再開について
(新型コロナウイルス関連)

- 5月15日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、疫学上の制限措置の実施期間を6月1日まで延長することを発表しました。
- また、同委員会は5月18日から、疫学上の条件付で一部の国内航空路線、鉄道路線による都市間の旅客輸送を再開することを発表しました。再開されるこれら路線については、以下本文をご確認ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

- 1 5月15日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、疫学上の制限措置の実施期間を6月1日まで延長することを発表しました。
- 2 また、同委員会は5月18日から、一部の国内航空路線、鉄道路線による都市間の旅客輸送を再開することを発表しました。なお、運航に当たっては、乗客数を制限し、消毒その他の衛生管理を徹底する必要があります。
- 3 運航が再開となる路線は以下のとおりです。
 - (1) 国内航空路線
 - ア タシケントーヌクス間
 - イ タシケントーウルゲンチ間
 - ウ タシケントーテルメズ間
 - (2) 鉄道路線
 - ア アフロシヨブ号：タシケントーナボイ、ブハラ、カルシ間
 - イ 特急電車：タシケントーナマンガ州、フェルガナ州、アンディジャン州間
- 4 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903